

業務規程の変更案に対して受領した御意見・質問等と本機関の回答

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	第91条第3項	第91条3項では、今回新たにリプレイス案件系統連系募集プロセス開始時に「暫定的に確保すべき容量」の考え方が提案されているが、本変更内容に対しては、既得権を有するリプレイス対象事業者によるルール悪用が懸念される（以下、具体例参照）。もとより、廃止に際しても既得権を有する事業者に極めて有利な状況であることから、本条項の変更のみならず、抜本的なルール改正に向けた取組みについて、ご検討をお願いしたい。 具体例：リプレイス対象事業者が意図的にリプレイス容量を下げた新規連系枠を創出し、その他事業者にその枠を使わせる事例 ① リプレイス対象事業者が新設発電設備等の最大受電電力が廃止によって生じる連系可能量よりも小さくなる状況を意図的に作り出して連系可能枠を創出 ② リプレイス対象事業者は①に係る情報（廃止公表時期、創出される連系可能枠等）を予めその他事業者へ情報提供 ③ その他事業者は②の情報を活用し、リプレイス希望者による廃止公表後すぐに（あるいは競合者が対応できないタイミングで）先着優先で新規連系枠を押さえることが可能 上記のような取引は、リプレイス対象事業者とその他の事業者の資本関係や契約関係の有無に係らず実現可能な取引であり、電源を多数保有する支配的事業者が、その他事業者との連携・陣営化を図ることで市場支配力を更に強める可能性がある。 また、このような事象を容易に取り締まることができれば良いが、自由化が進展し、企業間の合従連衡が進み、エネルギー企業間の関係性がより複雑化する中で、こうした取引を発見し、是正させることは実態として困難なのではないかと懸念している。 上記懸念については、リプレイスにあたっての競合者間のイコールフットィング、公平性確保のため、特に重要であり、十分にご留意いただきたい。 貴機関におかれては、リプレイスルールに内包された上記のような懸念事項をよくご認識のうえ、リプレイスルールの運用にあたっては、こうした懸念事項が発生しないようご尽力いただき、既得権を持たない競合事業者も公平にアクセスできるようにしていただきたい。	ご意見にあるような状況とならないように、本機関ルールに基づき報告を受けた接続検討又は契約申込みの事案について、申込日の時系列関係などで外形的な疑義が生じた場合には、関係事業者に対する事実確認等を十分行うなど必要な措置を講じて参ります。

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
2	第91条第3項 第96条	「新設発電設備等の最大受電電力を暫定的に確保すべき容量として定める」とあるが、その容量がプロセス対象送電系統の接続可能量を上回った場合でも、暫定的に容量を確保するのであれば、この場合は電源接続募集プロセスを開始することとしてはどうか。 「連系希望量が、プロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合には、リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した連系希望者を対象として、プロセス対象送電系統において電源接続案件募集プロセスを開始」するとあるが、どのように開始するのか。開始時点で容量を公表するのか、もしくは募集要綱公表時に判明するのか。 募集要項時に公表するのであれば、最初から電源接続案件募集プロセスで良いのではないか。	費用負担ガイドラインにおいて、リプレース対象廃止計画の公表日から募集の締切日までの期間は、新規発電設備設置者の投資判断に要する期間も勘案し、最低でも12か月以上とすることが必要とされています。そのため、電源接続案件募集プロセスではなく、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始することとしております。 リプレース案件系統連系募集プロセスの募集締切後、応募結果を踏まえた連系可否確認を行い、連系希望量がプロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合には、電源接続案件募集プロセスを開始します。なお、開始については、本機関のウェブサイトにて公表致します。また、リプレース案件系統連系募集プロセスの中で対象となる応募者に対して、電源接続案件募集プロセスを行うため、再度の応募受付は行いません。
3	附則第2条 第1項	「発電計画提出者間による発電制約量の調整結果」と記載されているが、逆潮無自家発保有の需要家は発電計画提出者に該当しないとの認識でよいのか？その認識でよい場合、その旨を規程上で明確にしていきたい。	ご認識のとおり、逆潮無自家発保有の需要家は発電計画提出者に該当しません。 なお、発電計画提出者につきましては、業務規程第157条第1項において明確となっています。 【参考】 （作業停止計画の原案の取得、共有） 第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11－2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。但し、第3号に掲げる流通設備については、<u>発電契約者又は実同時同量の契約者（以下「発電計画提出者」という。）</u>が希望した場合に限る。
4	附則第2条	1.（全体に係る話ではあるが）「発電計画提出者」とは、具体的に誰れを指すのか。基準・範囲を示すべき。発電事業者全てなのか、例えば、「新電力（小売電気事業者）」に売電している場合は、小売電気事業者なのか、あるいは個々の発電事業者なのか、等明確な基準がほしい。	発電計画提出者につきましては、業務規程第157条第1項において明確となっています。
5	附則第3条 第3項	「発電制約量の合計を当該作業停止計画に伴い調整対象となった発電機の定格容量（送電端）比率で按分」とあるが、発電機の定格容量（送電端）とは契約受電電力（託送契約上の最大受電電力）を指しているとの認識でよいのか？ その認識でよい場合、その旨を規程上で明確にしていきたい。	ご認識のとおりです。また、現行の作業停止計画の考え方と同様のため、原案どおりとさせていただきます。

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
6	附則第3条 第1項、第2項	1. 「発電計画提出者に再調整を依頼する」、「発電計画提出者から再調整の結果の報告を受ける」とあるが、当機関との依頼・報告は「送配電事業者」が行うべき。 ⇒送配電業務指針にも記載したが、「調整」は個々の発電事業者間の相対ではなく、送配電事業者が主体（仲介）としてなされるべき。第2条第1項の「調整結果について送配電事業者から報告を受ける」とも合わせるべきではないか。	「地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会」において、ご指摘の一般送配電事業者調整方式（本運用）を行うためには、適正な発電単価の把握や費用負担の仕組みが必要不可欠であり、これらの仕組みが整理されるまでの間は、発電制約量売買方式を導入（暫定運用）する方向で整理されたことから、原案どおりとさせていただきます。なお、同検討会において、日本版コネクト&マネージを見据え、一般送配電事業者調整方式の導入（本運用）を目指し、引続き検討を進めることとしております。
7	附則第3条 第3項	1. 「定格容量比率按分」とは具体的にどういうことか。定格容量とは、「設備容量（＝設備認定出力）」で良いか。 例えば、A 発電所定格 10、000kW、B 発電所定格 5、000kW、C 発電所定格 1、000kW とあった場合、全体で 2、000kW の発電制約は、 A 発電所 1、250kW （10、000／16、000×2、000）の制約 B 発電所 625kW （5、000／16、000×2、000）の制約 C 発電所 125kW （1、000／16、000×2、000）の制約 という考え方で良いか。	「定格容量比率按分」とは、流通設備の作業計画停止に伴う抑制必要量について、調整対象となった各発電事業者の抑制量の基準値を定格容量に基づき比率按分するものです。また、定格容量とは、発電機の定格容量（送電端）を指し、具体的には契約受電電力（託送契約上の最大受電電力）となります。 ご質問の例において、A・B・Cの各発電所定格を定格容量（契約受電電力（託送契約上の最大受電電力））とした場合には、発電制約量はご認識のとおりとなります。